

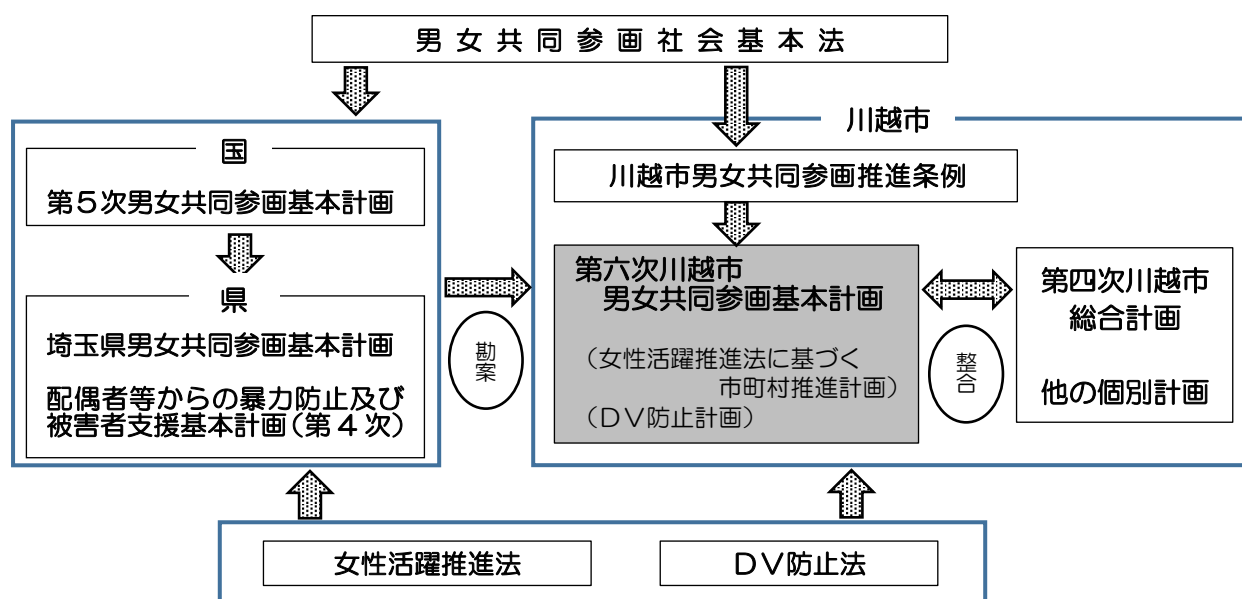
I 第六次川越市男女共同参画基本計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「川越市男女共同参画推進条例」第 8 条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

- ◎ 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」等を勘案して策定するものです。
- ◎ 本計画は、上位計画である「第四次川越市総合計画」や、市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、平成30（2018）年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果や、川越市男女共同参画審議会及び市民の意見を尊重して策定するものです。
- ◎ 本計画の主要課題 5、主要課題 6 及び主要課題 7 を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- ◎ 本計画の主要課題 11 及び主要課題 12 を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV¹防止法」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画と位置付け、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）」とします。



¹ DV：配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれる。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「川越市男女共同参画推進条例」第 3 条の規定により、次に掲げる 6 つとします。

① 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行います。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮されることを旨として行います。

⑤ 性と生殖に関する健康への配慮

男女共同参画の推進は、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として行います。

⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分理解して行います。

5 計画の将来像

本計画の推進によって目指すべき将来像は、「川越市男女共同参画推進条例」第 3 条に掲げる 6 つの基本理念を踏まえ、

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

とします。

6 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、次の 4 つを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標

- I 男女共同参画を推進するための意識づくり
- II 誰もが活躍できる環境づくり
- III 健康で安心して暮らせる環境の整備
- IV 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

7 計画の重点課題

第 5 次川越市男女共同参画基本計画における施策の成果や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向け、次の施策に重点的に取り組みます。

重点課題

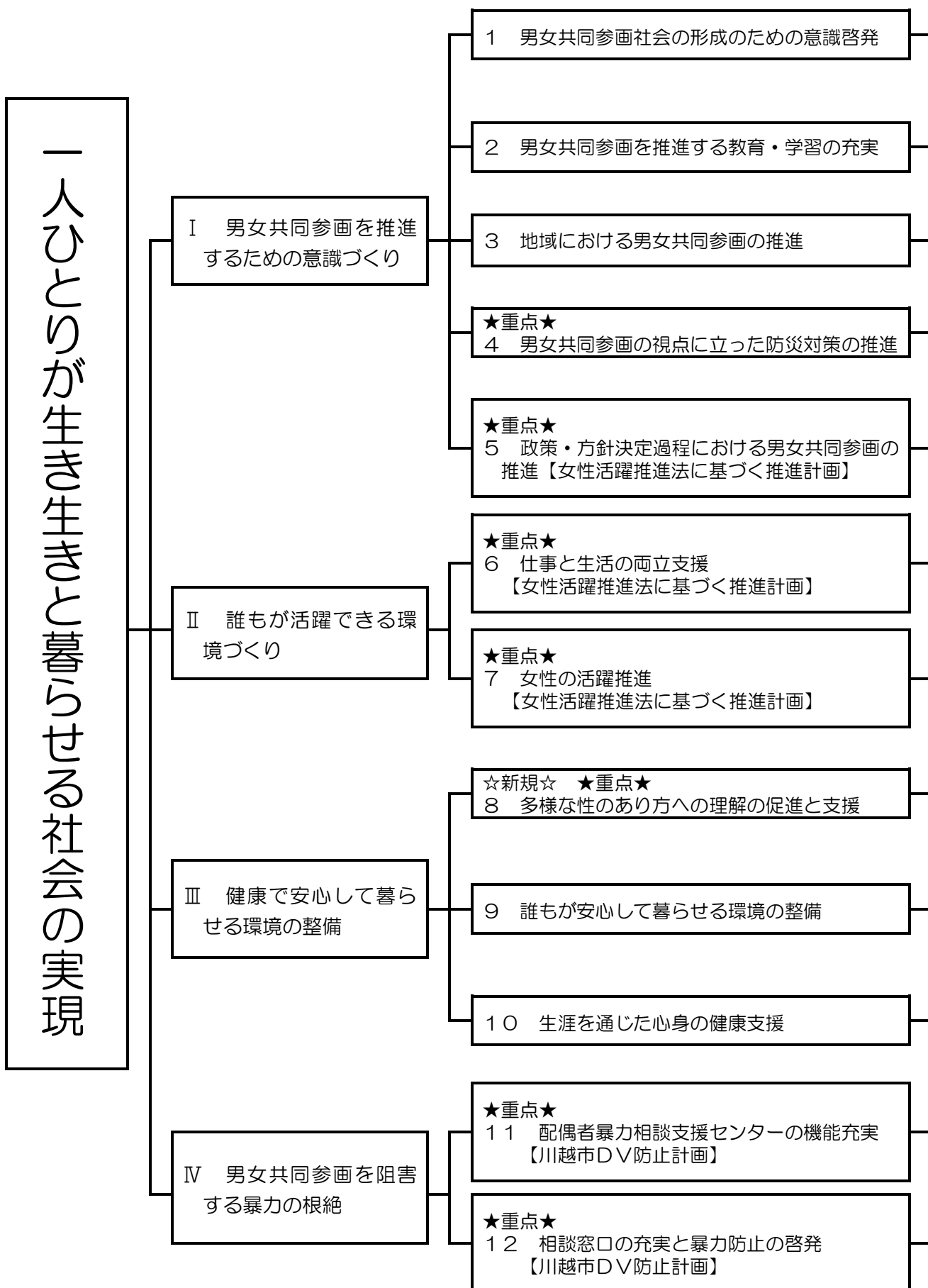
- 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 仕事と生活の両立支援
- 女性の活躍推進
- 多様な性のあり方への理解と促進と支援
- 配偶者暴力相談支援センターの機能充実
- 相談窓口の充実と暴力防止の啓発

8 計画の体系図

【将来像】

【基本目標】

【主要課題】



【取組の方向】

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員向け研修の充実

- (1) 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域防災活動への女性の参画
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

- (1) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 外国籍市民への支援

- (1) 妊娠・出産等における相談支援の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実
- (3) 性感染症予防や薬物乱用防止の啓発

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実
- (2) DV被害者の安全確保
- (3) DV被害者の情報管理

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 暴力防止の啓発

9 計画の評価指標

基本 目標	主要 課題	指 標	現状値	目標値	担当課
Ⅰ	1	固定的性別役割分担意識を否定する人の割合（意識調査より）	58.2% （平成 30 年度）	増加 （令和 5 年度）	男女共同参画課
	2	男女共同参画に関する教職員向け研修の回数	年 1 回 （令和元年度）	年 1 回 （令和 7 年度）	教育指導課 教育センター
	3	自治会長のうち、女性が占める割合	4.1% （令和元年度）	増加 （令和 7 年度）	地域づくり推進課
	4	女性の視点を取り入れた備蓄品の配置状況	63 か所中 59 か所 （令和元年度）	全避難所 （令和 7 年度）	防災危機管理室
	5	各種審議会等における女性の登用率 （法律又は条例設置の附属機関）	28.6% （令和 2 年度）	40.0% （令和 7 年度）	男女共同参画課
		市の女性管理職（課長級以上）の割合 （※ 1）	12.0% （令和 2 年度）	15.0% （令和 7 年度）	職員課
Ⅱ	6	市男性職員の育児休業の取得率 （※ 2）	20.0% （令和元年度）	20.0%以上 （令和 6 年度）	職員課
		保育園の待機児童数 （※ 3）	2 人 （令和 2 年度）	0 人 （令和 7 年度）	保育課
	7	男女共同参画推進施設における就労支援講座の時間数	191.5 時間 （令和元年度）	190 時間以上 （令和 7 年度）	男女共同参画課
Ⅲ	8	性的マイノリティ（LGBT 等）の言葉の認知度（意識調査より）	60.0% （平成 30 年度）	増加 （令和 5 年度）	男女共同参画課
	9	母子家庭等就業・自立支援センター事業の延べ利用者数（※ 3）	166 人 （令和元年度）	300 人 （令和 6 年度）	こども家庭課
	10	乳がん・子宮がん検診の受診者数	乳がん 6,031 人 子宮がん 5,159 人 （平成 30 年度）	乳がん 増加 子宮がん 増加 （令和 7 年度）	健康管理課
Ⅳ	11	関係機関等との連携会議の開催回数	年 4 回 （令和元年度）	年 4 回 （令和 7 年度）	男女共同参画課
	12	DVの相談先の認知度（意識調査より）	64.3% （平成 30 年度）	80.0% （令和 5 年度）	男女共同参画課

※ 1 「川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標値

※ 2 次世代育成支援対策推進法に基づく「第二次川越市特定事業主行動計画（後期計画）」の目標値

※ 3 「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画」